

民法改正を踏まえた定期預金共通規定の一部改定 例

(下線部が改定箇所)

改定後	改定前	備考欄
<p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(略)</p> <p>4. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等)</p> <p>(略)</p> <p>5. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(略)</p> <p>6. (印鑑照合)</p> <p>(略)</p> <p>7. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(略)</p> <p>8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(略)</p> <p><u>9. (規定の変更)</u></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公</u></p>	<p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(略)</p> <p>4. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等)</p> <p>(略)</p> <p>5. (成年後見人等の届け出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(略)</p> <p>6. (印鑑照合)</p> <p>(略)</p> <p>7. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(略)</p> <p>8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(追加)</p> <p>(新設)</p>

改定後	改定前	備考欄
<p data-bbox="136 209 987 240"><u>表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p data-bbox="103 261 1016 347">(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p data-bbox="931 368 1016 400">以 上</p>	<p data-bbox="1877 368 1962 400">以 上</p>	

※ 他の規定では、条番号等が異なることがあります。